

障 発 0 4 2 7 第 4 号
平成 30 年 4 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」
の一部改正について

今般、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成 21 年 12 月 24 日障発 1224 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の第 1 の 1 の（2）で定める様式第 1 について、別添のとおり改正し、平成 30 年 7 月 1 日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。